

## 熊本空港特定運営事業等の実施に係るマーケットサウンディング 質問に対する回答について

本資料は、提出された質問フォームのうち、熊本空港特定運営事業等のマーケットサウンディングの実施に有益であると判断した代表的な質問について回答するものです。なお、質問フォームでご意見を記載いただいたものや資料開示の要請をいただいたもの等については、平成 29 年 8 月 25 日 15:00 までを期限とする回答フォームにおいてご記載の上、ご提出いただけますようご協力の程よろしく願いいたします。

### 【全般】

- Q 1. ビル施設事業者の現株主に関して、本事業への参画は制限されますか。
- A 1. 基本スキーム(案) 5.(2)⑩に記載のとおり、募集要項公表後、様式集及び記載要領に定めるところにより、関心表明書を作成し、提出する時点以降において、公募に関与する役員（常勤・非常勤を問わない。）がビル施設事業者の役員（常勤・非常勤を問わない。）を兼任していないことを条件に参画を認める予定です。
- Q 2. 別棟ビル施設の設計業者、建設業者等に関して、本事業への参画は制限されますか。
- A 2. 特段制限されません。なお、情報開示については、基本スキーム(案)脚注 35 に記載のとおり、別棟ビル施設の設計業者に関しては、国から当該業者に対し、当該業者の公募参加の有無にかかわらず、設計に係る契約期間中及び終了後であっても、別棟ビル施設に関して国が要望する一切の資料及び情報（別棟ビル施設の設計図書、施工計画書、完成図書を含むがこれらに限られない。）を適時適切に開示する義務を課しています。また、国は、別棟ビル施設の建設業者等別棟ビル施設に関して今後国が直接契約を締結するその他の業者に対しても、同様の情報開示義務を課す予定です。
- Q 3. 募集要項公表以降のスケジュールが非常に厳しいように思料しますが、スケジュールに関して変更の余地はありますか。
- A 3. 原則、基本スキーム(案)に記載のとりのスケジュールを想定していますが、ご意見や懸念点等があれば、回答フォーム【質問 4】になるべく具体的にご記載ください。

### 【現国内線ビル施設・現国際線ビル施設】

- Q 4. 現国内線ビル施設に関して、運営事業開始後すぐに撤去することから、運営権者が運営する期間はないということでしょうか。
- A 4. 現国内線ビル施設は、ビル施設等事業開始日から別棟ビル施設の供用開始までの間、運営権者が運営する予定です。なお、別棟ビル施設の供用開始後、運営権者又は運営権者子会社が自らの費用負担で撤去することを想定しています。
- Q 5. ビル施設等事業開始日以降の現国際線ビル施設の取扱いについてご教示ください。
- A 5. 現国際線ビル施設は、ビル施設等事業開始日から、新ビル施設の供用開始までの間、国際線ターミナルビルとして運営した後は、不特定多数のものが利用する用途に利用することはできません。

新ビル施設供用開始後の活用方法等については、ご意見を求めているところであり、回答フォーム【質問5】でご回答ください。

Q6. 現国際線ビル施設に関して、新ビル施設供用開始後に不特定多数のものが利用する用途に利用することができない理由は、熊本県が定める『大空港構想 Next Stage』における重要度係数 1.25 以上を満たさないことだと思われそうですが、耐震工事等により、これをクリアすることができれば、利用制限は課せられないとの理解でよいでしょうか。

A6. ご理解のとおりです。

#### 【別棟ビル施設】

Q7. 別棟ビル施設に近接した機能展開用地の活用方法については、特に国からの制約は無いという理解でよいでしょうか。

A7. 関連法令を遵守し、空港機能を阻害せず、風俗営業その他これに類するものや暴力団の事務所その他これに類するものに当てはまらず、公序良俗に反しない範囲において、任意に行うことができます。

Q8. 機能展開用地において、別棟ビル施設の整備と並行して工事等を行うことは可能でしょうか。

A8. 工事の調整等は必要ですが、可能と考えております。

Q9. 運営権者が、別棟ビル施設譲渡契約に基づき別棟ビル施設の取得対価を支払うとのことですが、なぜ別棟ビル施設は運営権設定対象施設に含まれないのでしょうか。

A9. 新ビル施設供用開始後、運営権者が自由に処分可能とするためですが、回答フォーム【質問6】でご意見を求めているところです。

Q10. 国の事由により別棟ビル施設の竣工が遅延した場合は、当該遅延により運営権者に発生する損失を補填して頂けるのでしょうか。

A10. 基本スキーム（案）脚注5に記載の運営権者の責に帰すべき事由による遅延の場合と併せて検討中です。回答フォーム【質問4】において、ご意見ください。

Q11. 別棟ビル施設に関して、国において最低限のスペックで設計等が進められるとのことですが、別棟ビル施設の平面計画、グレード等について、意見を述べる機会がありますか。

A11. 国は、SPCの経営への影響に留意し、最低限のコストでの整備を想定しているため、ご質問のような機会は想定しておりません。

#### 【新ビル施設】

Q12. 新ビル施設に関して、現在のような国内線と国際線を分棟とすることは可能でしょうか。

A12. 内際一体のビルとすることを想定していますが、それ以外のご意見があれば、回答フォーム【質問7】にご記載ください。

Q13. 新ビル施設に関して、平成34年度の新ビル施設供用開始日以降にさらに拡張して供用することは妨げられていない、と理解してよいでしょうか。

A13. ご理解のとおりです。

Q14. 新ビル施設に関して、要求水準書（案）で定められる最低限の容量を満たすことを前提として、

応募者による将来需要予測結果に基づいた容量のビルを自由に計画・建設してよい、という理解でよいでしょうか。

A14. ご理解のとおりです。

Q15. 新ビル施設に関して、エプロンやカーブサイド（例：一般車降場の上部空間の利用等）等において、整備に使用できない範囲はありますか。

A15. エプロン等のエアサイド側につきましては、航空機の駐機や地上支援作業等、運用に必要なエリアは使用できませんが、航空機の駐機位置を運用に支障ない範囲において下げる（滑走路側方向に移動する）ことで、航空機駐機位置前方が新ビル施設整備に使用可能と思われます。ただし、エプロン内における地下埋設物等の施設位置や、今回の施設配置、エプロン照度等について検討が必要です。

一般乗降場などのカーブサイド側につきましては、上部空間で使用できない範囲は特にございませんが、地下埋設物が敷設されている場所（特に歩道部）もありますので、その点も考慮の上、計画して頂く必要があります。

なお、無線機器等の航空保安施設への影響や制限表面等により、建築物の高さ等が制限される範囲がございますので、関係法令等をご確認ください。

Q16. 新ビル施設と別棟ビル施設の相互機能補完を前提とした新ビル施設の整備方法を提案することは可能でしょうか。

A16. 回答フォーム【質問7】でなるべく具体的に記載してください。

以上